

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 26 日

公益社団法人日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室

訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムに係る
運用変更及び機能改修について（周知・協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

訪日外国人旅行者数は近年増加し続ける状況にあります。国際的な往来については、訪日外国人旅行者が病気や怪我の際、安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備することが必要であり、厚生労働省では、医療機関における外国人患者受入れ環境整備の推進に取り組んでいます。

一方で、訪日外国人受診者による医療費の不払いを発生させないための取組みも重要であり、厚生労働省では、我が国の保険医療機関から医療費の不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報を訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム（以下、「本システム」という。）により収集し、出入国在留管理庁へ提供し、再入国時に厳格審査を行う仕組み（※１）を運用しています。

本システムは、各医療機関から訪日外国人受診者の未収金情報を登録いただき、管理するものですが、登録後、未収金の全部又は一部が回収された場合に、即時に本システムへ回収情報を反映する必要があります。未収金の回収情報が反映されない又は反映が遅れる場合には、当該訪日外国人が再入国時に厳格審査を受けるリスクが生じることとなります。

そのため、情報管理を強化し、更新漏れを防ぐこと等を目的として、本システムの運用変更及び機能改修を下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

（※１）訪日外国人受診者による医療費不払いの発生防止に取り組む医療機関向け資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html



記

1. 運用変更について

(1) 変更内容

登録済みの未収金情報に係る変動の有無等について回答を依頼する自動送信メール（以下「回答依頼メール」という。）を、毎月末日に各医療機関における本システムの管理者のメールアドレス宛に送信させていただきます。

回答依頼メールを受信した管理者においては、本システムにログインし、「受診者検索画面」に表示される登録済みデータを1件ずつ確認した上で、「変動の有無」欄へ「変動なし」等該当するステータスを選択ください。

回答依頼メール送信後、3営業日以内にご回答がない場合や回答内容に応じて、厚生労働省が委託する本システムの運用・保守事業者よりお電話させていただく場合があります。

(2) 運用開始予定時期

令和7年7月末日（予定）

2. 運用変更に関する医療機関向け説明会について

運用開始前に、運用変更内容に関する医療機関向け説明会を令和7年度に2回（5月・6月）実施する予定です。詳細につきましては、後日改めてご連絡させていただきます。

3. 本システムの機能改修について

(1) 改修内容

未収金レポートの入力を行う「受診者検索画面」において、登録済みの未収金情報に係る変動の有無等の回答を行うことができるよう、以下の項目を追加します。

- ・回答日：回答を行った日が自動入力されます。
- ・変動の有無：未収金情報の変動の有無に関するステータスを選択項目で表示します。
- ・更新日：回答内容を更新した場合、更新を行った日が自動入力されます。
- ・更新者：回答内容を更新した担当者名が自動入力されます。

(2) 機能改修リリース予定日

令和7年3月31日

(3) 訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアル（医療機関向け）

運用変更及び機能改修に伴い、訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアル（医療機関向け）を改訂いたします。機能改修後の具体的な画面操作等につきましては、マニュアルをご参照ください。（※2）

（※2） 訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアル（医療機関向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html#manual

令和7年4月1日に、こちらのページへマニュアルの改訂版を掲載いたします。



【照会先】

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

TEL：03-5253-1111（代表）（内線：2678、4457）

厚生労働省訪日外国人受診者医療費未払情報事務局
（厚生労働省の委託事業者）

E-mail：contact@unpaid.mhlw.go.jp